

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和6年〇月改訂案）新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針 <u>（改訂案）</u></p> <p style="text-align: right;">令和4年11月 <u>令和6年〇月改訂</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 認定に関する基準</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準</p> <p>主要国のトップレベルの研究大学が行っている社会の課題解決あるいは新たな経済的価値の創造の実績に照らして、これに伍していくことができるかどうか、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用（経済的・社会的価値創造への貢献）の実績を確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、民間企業等からの研究資金等受入額（財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するもの</p>	<p>国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針</p> <p style="text-align: right;">令和4年11月</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 認定に関する基準</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準</p> <p>主要国のトップレベルの研究大学が行っている社会の課題解決あるいは新たな経済的価値の創造の実績に照らして、これに伍していくことができるかどうか、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用（経済的・社会的価値創造への貢献）の実績を確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、民間企業等からの研究資金等受入額（財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するもの</p>

となることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の年平均で10億円程度以上となっていること、又は、研究者一人当たりの研究資金等受入額において、優れた実績（年平均100万円程度以上）となっていることとする。

(3)・(4) (略)

(5) 法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準

国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。こうした認識のもと、申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。具体的には、合議制の機関（国立大学法人においては運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会又は評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置

となることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の年平均で10億円程度以上となっていること、または、研究者一人当たりの研究資金等受入額において、優れた実績（年平均100万円程度以上）となっていることとする。

(3)・(4) (略)

(5) 法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準

申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。具体的には、以下の体制が整備されていること（または、認定・認可までに整備されること）とする。

される合議制の機関) 及び監事について、以下の体制が整備されていること (又は、認定までに整備されること) とする。

① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。

また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長から体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは、法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。

② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。

申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観

(新設)

・法人の長の選任・解任、大学の運営に関する重要事項を決定する権限を有する合議制の機関を有し、大学の教育研究活動、国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、適切な能力を有する人材がその構成員となっていること。

(新設)

点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

⑥ 監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。

(新設)

(新設)

・監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。

<p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項※</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の大学独自基金の造成においては、以下のような大学ファンドへの資金拠出を行い、大学ファンドの助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことを可能とし、参画大学の大学ファンドへの資金拠出を奨励する（勧める）仕組みとする。なお、各大学が、大学独自基金の造成・運用のための体制や制度を構築するに<u>当たり</u>、国は、必要に応じて、海外の大学の基金造成・運用に関する先進的な事例の調査結果の提供などの支援を実施する。 <p>(略)</p> <p>※「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「本ファンドの支援に当たっては、</p>	<p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項※</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の大学独自基金の造成においては、以下のような大学ファンドへの資金拠出を行い、大学ファンドの助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことを可能とし、参画大学の大学ファンドへの資金拠出を奨励する（勧める）仕組みとする。なお、各大学が、大学独自基金の造成・運用のための体制や制度を構築するに<u>あたり</u>、国は、必要に応じて、海外の大学の基金造成・運用に関する先進的な事例の調査結果の提供などの支援を実施する。 <p>(略)</p> <p>※「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「本ファンドの支援に当たっては、</p>
---	---

参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金
拠出²⁶を徳憑する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長
を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参
画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指
す。

²⁶ 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、
大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行
う。」
とされている。

4～9 (略)

四 (略)

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施
策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

1 (略)

2 多様な研究大学群の形成

また、政府は、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援
と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対
して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させ
る支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」
(以下「総合振興パッケージ」という。)として、一体的に推進
していくことが重要である。

(略)

参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金
拠出²⁶を徳憑する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長
を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参
画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指
す。

²⁶ 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、
大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行
う。」
とされている。

4～9 (略)

四 (略)

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施
策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

1 (略)

2 多様な研究大学群の形成

また、政府は、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援
と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対
して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させ
る支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」
(以下「総合振興パッケージ」という。)として、一体的に推進
していくことが重要である。

(略)

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための
体制の強化の推進に関する重要事項

1 規制緩和等の推進

(略)

【当面の検討事項】

(削除)

2 (略)

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための
体制の強化の推進に関する重要事項

1 規制緩和等の推進

(略)

【当面の検討事項】

✓ 国立大学法人に係る合議制の機関の設置等を可能とする法律改正

法附則第3条を踏まえ、国立大学法人について、合議制の意思決定機関を置くことができるよう、「制度改正に向けた論点整理（令和3年12月世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議）」に記載された内容に沿って検討を進めるとともに、経営的・財政的自律性を高める観点から、基金への積立てを可能とする仕組み、長期借入れや債券発行要件の緩和、資産活用に係る手続の緩和といった規制緩和事項についても検討を進め、国立大学法人法の改正を行う。

2 (略)